

広島県告示第六百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 令和八年六月四日

広島県知事 横 田 美 香

名称	株式会社日本 空港コンサル タンツ 代表取締役 池上 正春	住所又は事務所の所在地	東京都中央区勝 どき一丁目一三 番一号	指定をした日	令和八年四月 一日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	広島県広島ヘリポート ト使用料徴収業務	委託をした日 (委託期間)	令和八年四月一日 (令和八年四月一日 〜令和九年三月 三十一日)
代表取締役 植草 健史	大成有楽不動産株式会社 代表取締役	東京都中央区京 橋三丁目一三番 一号							